

シップリサイクル条約の批准に向けた検討会（第4回）の議論の主なポイント

1. シップリサイクル条約に関する国際動向について

◇海事局より、現在のシップリサイクル条約（概要については別紙3参照）

に関する国際動向について以下の報告を行いました。

（主な内容）

- ・シップリサイクル条約の発効要件には、締約国数、締約国の船腹量、締約国の解体力の3点がある。現時点では、これらの発効要件は満足していないものの、既にノルウェー等6ヶ国が締結済みで、また、EU諸国、インド、中国、トルコにおいても締結に向けた動きが加速している。

◇その後、国土交通省及び（一社）日本船主協会等関係業界の条約の早期発効に向けた取組みが紹介され、同条約の一日も早い発効の必要性が改めて確認されました。

2. 国内法制化の方向性と課題等

◇シップリサイクル条約の国内法制化に向けて、同条約の要件を適用する船舶及び解体事業者の範囲について、海事局からの説明をもとに議論を行い、その内容について了承が得られました。（詳細は別紙4参照）